

企業タイアップによる県産品ブランディング強化事業委託業務仕様書

1 委託事業名

企業タイアップによる県産品ブランディング強化事業委託業務

2 委託業務の目的

県内には、地域資源を活かした「岐阜ならではの」の商品が多数存在するものの、その魅力や特徴が東京・大阪等の都市部の消費者に十分に伝わっておらず、他の地域産品に埋没してしまうなど、消費者に選ばれにくい状況にある。

都市部での販路拡大のためには、岐阜県産品の特徴や、地域の歴史・文化・自然等の背景に基づくストーリーを打ち出し、その魅力を戦略的に発信するブランディングの強化が不可欠である。このため、本事業において、地域産品のブランディングに知見を有する企業と連携し、商品改良から広報物制作、テストマーケティングまで一体的なブランディングを実施する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月26日(金)までの間とする。

4 委託業務の内容

(1) 連携する企業の選定

- ・受託者は、都市部における地域産品のブランディング、商品企画、マーケティング、販路開拓等に知見を有し、本事業に参画する企業（以下「タイアップ企業」という。）を選定し、県に提案すること。
- ・タイアップ企業は、次の①～③に掲げる要件をすべて満たすものとする。
 - ①首都圏又は関西圏に地域産品（加工食品及び非食品（雑貨・工芸品等）を含む）を販売する実店舗を有すること。
 - ②地域産品のブランディングや商品づくりに携わった経験を有すること。
 - ③本事業の全工程（支援対象商品の選考、ワーキンググループ、テストマーケティング、ブランディング支援、情報発信等）に参画可能な体制を有すること。
- ・受託者は、タイアップ企業の候補、選定理由及び参画内容等について、県と協議し、了承を得た上で決定すること。
- ・選定したタイアップ企業に対し、本事業に係る助言、商品改良、テストマーケティング、広報等に協力できる体制整備を行うこと。

(2) ブランディングテーマの選定及びブランディング方針の設計

- ・受託者は、岐阜県産品の魅力を都市部の消費者に発信するため、効果的なブランディングテーマを設定し、1案以上提案すること。
- ・ブランディングテーマの設定に当たっては、加工食品及び非食品のいずれかに偏ることのないよう配慮すること。
- ・テーマを提案するにあたり、以下の項目を整理したブランディング方針を提示すること。
 - ①テーマのコンセプト
 - ②テーマの選定理由
 - ③ターゲット層
 - ④テーマに適合する県産品（加工食品及び非食品（雑貨・工芸品等）を含む）
 - ⑤ブランディング後の商品の主な販路
 - ⑥タイアップ企業の強み
 - ⑦ブランディングにより期待される効果
- ・決定したテーマは、本事業の全工程（公募、ワーキンググループ、テストマーケティング、ストーリーブック等）に一貫して反映させること。

(3) 参加事業者（支援対象商品）の公募・選定

ア 公募

- ・受託者は、参加事業者の公募にあたり、本事業の目的や趣旨を県内に広く周知し、テーマ

に合致する商品を募ること。応募者数の目安は20者程度とする。

- ・本事業の対象者は、岐阜県内に事業所を有し、自社にて製造又は商品企画を行う法人、個人事業者及びそれらのグループとする。
- ・公募要領（応募資格、対象商品、申込方法、スケジュール等）及び周知方法等は、事前に県と協議し、了承を得た上で実施すること。

イ 支援対象商品の要件

- ・ブランディングテーマに沿った商品であること。
- ・原材料や特徴において、岐阜県の資源や地域特性が活用されていること。
- ・専門家のアドバイスを踏まえ、年度内に商品改良、試作品の生産が可能であること。
- ・次の価格帯に合致する商品であること。
[加工食品] ～4,000円程度
[雑貨、工芸品] ～15,000円程度

ウ 選考

- ・バイヤー、商品企画担当者、流通事業者等の専門家を計2名以上手配し、県及び専門家による選考会を実施すること。なお、専門家のうち少なくとも1名はタイアップ企業に所属する者を手配すること。
- ・支援対象として適切な商品を10商品程度（原則、1社1商品）選定すること。
- ・選考委員の構成、選考方法、選定結果は事前に県との了承を得て決定すること。

（4）事業説明会及びマーケティングセミナーの開催

- ・受託者は、4（3）の公募期間中に、県内事業者及び関係団体（市町村、商工会等）を対象とした事業説明会及びマーケティングセミナー（以下「説明会等」という。）を開催し、事業内容の理解促進及び応募の動機付けにつなげること。
- ・説明会等は対面とオンラインの併用で開催するなど、参加者の確保に努め、30者程度を目安として参加者を募ること。
- ・説明会等の参加募集と4（3）の事業参加者の公募は同時に実施しても差し支えない。
- ・マーケティングセミナーでは、タイアップ企業に所属する専門家1名を招聘し、都市部の市場動向、消費者ニーズ、商品づくり、ブランディング及び販路開拓等に資する内容とすること。
- ・説明会等の開催方法、参加者募集方法及びプログラム内容は、あらかじめ県と協議し、了承を得た上で進めること。

（5）ブランディング強化ワーキンググループ（WG）の開催

- ・バイヤー、商品企画担当者、流通事業者等の専門家計2名以上を手配し、参加事業者、関係団体（市町村、商工会等）で構成するWGを2回開催すること。なお、専門家のうち少なくとも1名はタイアップ企業に所属する者を選定すること。
- ・1回目のWGは、参加事業者、タイアップ企業、関係者と共通認識の形成を目的として、1回目のテストマーケティングの前に開催すること。
- ・2回目のWGは、ブランディング方針（支援対象商品の魅力整理、方向性検討、ターゲット設定、地域性や背景の抽出等）の決定及びストーリーブック制作に向けた素材整理のために、1回目のテストマーケティングの後、4（7）のブランディング支援①個別ミーティングの実施前に開催すること。
- ・WGの実施方法、日程、議題、資料等は、事前に県と協議し、了承を得た上で進めること。

（6）テストマーケティング（1回目：現状商品の評価）

- ・ブランディングテーマ及び支援対象商品に対する消費者の反応の把握、現状評価の確認及びブランディングの方向性の検討等を目的として、1回目のテストマーケティングを開催し、支援対象商品を販売すること。
- ・会場は、原則として県が開催する県産品販売促進フェアの会場において実施するものとする。実施にあたっては、県及び当該フェアの運営事業者と必要な調整を行うこと。会場及び日程は、次のとおりとする。

会 場：ディアモール大阪 ディーズスクエア（大阪府大阪市北区梅田1-9）

日 程：10月上旬（1週間）

- ・なお、受託者が上記以外でより高い効果が見込まれる会場を提案し、県がこれを適当と認

めた場合には、当該会場において実施するものとする。この場合、会場確保を含む施設運営者等との調整は受託者が行うこと。

- ・テストマーケティングの実施方法等は、事前に県と協議し、了承を得た上で決定すること。
- ・受託者は、県産品販売促進フェアの運営事業者及びテストマーケティング会場の施設運営者等と協議の上、必要な什器、備品を整備すること。なお、什器、備品の調達は、原則として購入ではなくリース等によるものとする
- ・受託者は、テストマーケティング会場において、来場者の興味を引き、支援対象商品の魅力やブランディングテーマが適切に伝わるよう、会場の装飾を行うこと。
- ・支援対象商品がより魅力的に見え、商品の特徴が消費者に分かりやすく伝わるよう商品POP等を制作し、販売促進に資する工夫を行うこと。
- ・会場装飾及び什器等の設営にあたっては、事前に施設運営者の了解を得ること。
- ・テストマーケティングの開催及び販売商品等について、施設運営者が保有するWebサイト、SNS（X、Instagram等）、デジタルサイネージなど効果的な販促媒体を積極的に活用しPRを実施すること。
- ・タイアップ企業に所属する専門家及び店舗の売場スタッフ等から、都市部消費者の嗜好、売れる地域産品の特徴、販売上の留意点等の知見を収集し、4（5）のWGで共有すること。
- ・テストマーケティング結果は、速やかに参加事業者にフィードバックし、以降のブランディング支援に反映すること。

（7）企業とのタイアップによるブランディング支援①（商品改良・高付加価値化）

- ・ブランディング支援の実施にあたり、バイヤー、商品企画担当者、流通事業者等の専門家を2名以上とデザイナーを1名以上手配すること。専門家のうち1名は、タイアップ企業に所属する者を選定すること。
- ・原則として、4（6）のテストマーケティングの開催前に支援対象事業者1社につき1回以上、上記の専門家のうち1名を派遣し、商品の特徴、課題、背景、目指す販路等をヒアリングすること。
- ・支援対象事業者からのヒアリング結果、4（6）のテストマーケティング結果及び専門家、デザイナーの意見を踏まえ、各支援対象商品に適切なブランディング方針を検討すること。
- ・専門家1名以上及びデザイナーと事業者による個別ミーティングを3回以上開催し、ブランディング方針に沿った商品改良（デザイン改良、パッケージ開発・改良等）を行うとともに、販売戦略、価格設定、流通戦略、プロモーション戦略等について助言を行うこと。
- ・専門家及びデザイナーの選定、ブランディング方針の策定、個別ミーティングの実施については、受託者が企画案を提案し、県の了承を得たうえで進めること。
- ・受託者は、支援対象事業者及び専門家との連絡調整を丁寧に行うとともに、本事業の進捗管理を適切かつ円滑に行うこと。

（8）企業とのタイアップによるブランディング支援②（ストーリーブックの制作）

- ・ブランディングテーマに沿って、支援対象商品の魅力及び背景情報（地域の自然、歴史、文化等）を整理し、それらを可視化したストーリーブックを制作すること。
- ・ストーリーブックの制作にあたっては、タイアップ企業に所属する専門家からの助言等を適切に反映すること。
- ・ストーリーブックには、支援対象商品の概要（名称、規格、価格、購入方法等）、事業者情報、開発ストーリー、地域の魅力及び背景情報、写真等を掲載し、販路拡大及び情報発信に活用することができる内容・品質とすること。

＜ストーリーブックの想定活用方法＞

- バイヤー等への配布
- 県の商談会事業やプロモーション事業等での活用
- 県のwebサイト等への掲載
- 関係機関等への配布
- ・受託者において、取材、撮影、デザイン、編集を適切に実施し、県による校正を2回以上行うこと。
- ・ストーリーブックの制作媒体は紙媒体及び電子媒体とする。紙媒体はA5判で約16頁の冊子

を1万部製作し、県庁舎に納品すること。電子媒体は県が指定する保存場所にPDFファイル及びPDF返還前のデータを納品すること。

- ・ストーリーブックの制作や二次利用にかかる著作権等手続きが必要な場合は、関係者と調整して適正に処理すること。
- ・受託者からストーリーブックの制作に関し、より効果的な手法又は内容の提案があった場合には、県はこれを採択することができるものとする。

(9) テストマーケティング2回目（ブランディング商品の披露）

- ・改良後の商品について、都市部（首都圏又は関西圏）の店舗において、テストマーケティングを1週間以上開催すること。
- ・受託者において、テストマーケティングに適した会場を提案すること。
- ・テストマーケティング会場において、改良後の商品やストーリーブックのお披露目、情報発信を行い、商品の認知度向上を図ること。
- ・受託者は、店舗運営者と協議のうえ、必要な什器、備品を整備すること。なお、什器、備品の調達は、原則として購入ではなくリース等によるものとする。
- ・受託者は、テストマーケティング会場において、来場者の興味を引き、支援対象商品の魅力やブランディングテーマが適切に伝わるよう、会場の装飾を行うこと。
- ・支援対象商品がより魅力的に見え、消費者の特徴が消費者に分かりやすく伝わるよう商品POP等を制作し、販売促進に資する工夫を行うこと。
- ・会場装飾及び什器等の設営にあたっては、事前に施設運営者の了解を得ること。
- ・テストマーケティングの開催及び販売商品等について、施設運営者が保有するWebサイト、SNS（X、Instagram等）、デジタルサイネージなど効果的な販促媒体を積極的に活用しPRを実施すること。
- ・テストマーケティングにおいては、タイアップ企業に所属する専門家及び店舗の売場スタッフ等からブランディングテーマ及び商品に対する消費者の反応や購買動向等の情報を収集し、参加事業者にフィードバックするとともに、県へ提供すること。情報収集の方法（来場者アンケート、POSデータ、店頭ヒアリング等）は県と協議の上、決定すること。
- ・実施内容、広報方法、評価指標等については、県と協議し、了承を得た上で実施すること。

(10) 報告書等の提出

- ア 受託者は、契約後速やかに本委託業務のスケジュールを作成し、県の承認を得ること。
- イ 受託者は、任意の書式により、毎月の進捗状況（当月実施した事業内容、今後の課題、今後の予定等）を翌月10日までに県へ報告すること。
- ウ 事業終了後は、委託事業完了届及び事業実施結果を取りまとめた報告書をすみやかに提出するとともに、本事業で制作した成果物のデータを編集可能な形式（Microsoft Word、Excel、PowerPoint等）で納品すること。

5 業務の実施体制

- (1) 受託者は、事業を適正に実施するため、契約後すみやかに、県との調整等を行い、業務全体を管理する業務責任者を配置するとともに、業務の実施体制・連絡体制を作成し県に提出すること。
- (2) 本事業の実施におけるスタッフには、岐阜県産品やメーカーに精通した者を当てること。

6 費用の負担

- (1) 本業務において発生する以下の費用については、支援対象事業者の負担とする。
 - ・商品改良に伴うデザイン費
 - ・試作品及び完成品の製作に要する材料費等
 - ・ワーキンググループ、専門家とのミーティング、テストマーケティング等への参加に要する交通費等
- (2) 受託者は、支援対象事業者から事業参加費（ブランディング支援及びテストマーケティングに係る専門家・デザイナーへの報償費や旅費の相当額）を、1社あたり32,000円を上限として徴収し、事業経費に適切に充当すること。なお、総事業費から事業者参加費を差し引いた額が、契約予定金額の範囲内になるように設定すること。

7 事業実施に係る留意事項

- (1) 受託者は、本事業の目的を理解し、支援対象事業者及び消費者の視点に立った支援に努めること。
- (2) 受託者は、本事業の実施に当たって、市場性や販路などを十分考慮し、支援対象事業者とよく協議して進めること。
- (3) 本業務遂行の結果生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、意匠権その他これに類する権利等は支援対象事業者に帰属するものとする。商品の改良に協力したデザイナー等は、支援対象事業者に対して前記著作物について著作権者人格権を行使しないものとする。
- (4) 県は、本事業において製作した製品のデザイン（試作品を含む。）を、県の施策説明・PR等は無償で使用するについて、あらかじめ著作権者から許諾を得るものとする。

8 検査

県は第4項(10)ウの委託事業完了届を受理した場合は、その日から10日以内に目的物について検査をしなければならない。受託者は検査の結果不合格となり目的物について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

9 支払い条件等

- (1) 本業務に係る経費は、原則として、業務を完了し検査した後に支払うものとする。
- (2) 業務の遂行上必要がある場合には、受託者は前金払を請求することができる。

10 受託者から県に提出される報告書等の著作権等について

これについては、別記1「著作権等取扱特記事項」によること。

11 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他法令のみならず、維持管理、安全管理、衛生管理、労務管理や危機管理等に関する法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、別記2「個人情報取扱特記事項」のほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) セキュリティ対策

受託者は、各種データ管理を行うにあたり別記3「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(6) 立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。委託業務終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とする。

12 関係書類等の整備

本事業実施に関する関係書類（総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類）を整備し、業務終了後5年間は保管すること。

13 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

（１）受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰する事由により業務の継続が困難となった場合、県は契約の取消しができる。そのために県に損害が生じた場合は、受託者は賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

（２）その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害、感染症の感染拡大、その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することが出来ない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することで契約を解除できるものとする。

なお、契約期間終了若しくは契約の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。

14 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

- （１）受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- （２）受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

15 その他

本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、県と受託者の両者協議により業務を進めるものとする。

別記 1

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 印刷製本物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受託者に帰属する。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 一 原画
 - 二 その他本業務の実施に際し制作したもの
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を受託者に譲渡させるものとする。
- 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 受託者は、発注者に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材(以下「印刷製本物等」という。)が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

- 第4 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物(JPEG形式又はAdobe Illustrator形式、及びPDF形式)を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に発注者に移転する。

別記 2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 乙は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 乙は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 乙は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 乙は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員（派遣労働者を含む。）に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために利用する保有個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定

した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

- 6 乙は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。
- 7 乙は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 乙は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

- 第8 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

- 第9 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

- 第10 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された保有個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

- 第11 乙は、この契約による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。
- 2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。
 - (1) 再委託を行う業務の内容
 - (2) 再委託で取り扱う個人情報

- (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託が必要な理由
 - (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。
- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。
- (1) 再々委託を行う業務の内容
 - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再々委託の期間
 - (4) 再々委託が必要な理由
 - (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 乙は、甲の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

- 第12 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。
- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（立入調査）

- 第13 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めること及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時における対応）

- 第14 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 16 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

注 1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

別記 3

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 本特記事項は、本契約による業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって受託者が守るべき事項について、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティに関する特記事項（以下「セキュリティ特記事項」という。）として定めるものである。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体（USB メモリ等を含む。）
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

第3条 受託者は、発注者に対して、本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者（以下「セキュリティ管理責任者」という。）を書面で明らかにしなければならない。

2 受託者は、セキュリティ管理責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

第4条 受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、本業務の従事者（派遣社員、アルバイト、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。）を書面で明らかにしなければならない。

2 本業務の従事者に変更がある場合は、受託者は速やかに連絡し、発注者からの要求があれば書面で発注者に報告しなければならない。

3 本業務の履行のため、本業務の従事者が発注者の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書を常時携帯させ、及び個人名と事業者名の記載された名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、発注者の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む。）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本業務の履行に際し知り得た情報及び発注者が秘密と指定した情報（以下「取得情報」という。）を厳重に管理し、従事者の他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 受託者は、発注者の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。以下「管理対象情報」という。）を、発注者が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 受託者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び管理対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。さらに、従事者以外が情報資産にアクセスできないようにするためのパスワードによるアクセス制限等必要な処置を行い、その措置の妥当性について発注者に報告すること。

(2) 本業務を処理することができる機器等は、受託者の管理に属するものに限定するものとし、受託者の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等受託者の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。

- (3) 発注者の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために管理対象情報を、第7条の規定により発注者が指示した場所以外に持ち出さないこと。なお、発注者の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (4) 発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡された情報資産を複写し、又は複製してはならないこと。
- (5) 管理対象情報を、業務終了後直ちに発注者に引き渡すこと。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6) 管理対象情報を、発注者の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄後は適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書を発注者へ提出すること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 受託者は、発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報及び管理対象情報を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託)

第10条 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、発注者の書面による承認を必要とし、再委託ができるのは、原則として再々委託までとする。

- 2 受託者は、発注者に再委託の報告をする場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び再委託事業者に対する管理監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。
- 3 受託者は、発注者の書面による承認を得て本業務の一部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項（第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。）の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。また受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、再委託先（再々委託している場合は再々委託先も含む。）における本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。
- 4 受託者は、再委託先事業者におけるセキュリティ管理責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

(調査)

第11条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を定期的に確認し、調査する必要があると認めるときは、受託者の建物も含め実地に調査し、又は受託者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第12条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不適当と認めるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故等報告)

第13条 受託者は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の情報セキュリティ事件又は事故（以下「事故等」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに発注者に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、発注者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、本業務について事故等が発生した場合は、発注者が県民に対し適切に説明するため、受託者の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

(実施責任)

第14条 受託者は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。

- 2 受託者は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

(納品物のセキュリティ)

第15条 受託者は納品物にセキュリティ上の問題が発見された場合は、遅滞なく発注者に連絡し、発注者からの指示によりユーザ及び関係者に情報を通知するとともに、問題を解決するための適切な処置を行わなければならない。

(体制報告書)

第16条 受託者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策について明らかにした体制報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(履行報告書)

第17条 受託者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策の履行状況について明らかにした履行状況報告書を作成し、1年に1回以上発注者に提出しなければならない。

(実施報告書)

第18条 受託者は、本業務の完了を報告するにあたり、自らが行ったセキュリティ対策について明らかにした実施報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

岐阜県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名

情報セキュリティ体制報告書

情報セキュリティに関する特記事項第 16 条に基づき、次のとおり、情報セキュリティ体制を確保していることを確認しましたので報告します。

情報セキュリティ管理責任者名	〇〇 〇〇	
対策項目		確認欄
1. メール誤送信防止システムの導入の有無について		
メール送信時に宛先を秘匿する（Bcc 強制変換機能）等といったメール誤送信を防止するためのシステムを導入している。 【導入しているシステムの概要を記載（又は概要資料を添付）】		☐
メール誤送信を防止するためのシステムを導入していない場合は、複数人に電子メールを送信する場合は、必要がある場合を除き、メールアドレスを B C C 欄に設定し、複数人で確認のうえ送信している。		☐
2. 情報セキュリティマネジメントシステムについて		
ISMS(Information Security Management System) 適合性評価制度による認証を取得している。 【ISMS 認証を取得していることが分かる資料を添付】		☐
※ISMS 認証を取得している場合は以下 3 及び 4 の確認は不要		
3. システム的対策		
(1) リスク低減のための措置		
① パスワードが単純でないかの確認、アクセス権限の確認・多要素認証の利用・不要なアカウントの削除等により、本人認証を強化している。		☐
② IoT 機器を含む情報資産の保有状況を把握している。		☐
③ セキュリティパッチ（最新のファームウェアや更新プログラム等）を迅速に適用している。		☐
(2) インシデントの早期検知のための取り組み ※委託業務内容にシステム構築等の業務が含まれない場合は回答しなくともよい		
① サーバ等における各種ログを確認している。		☐
② 通信の監視・分析やアクセスコントロールを点検している。		☐
(3) インシデント発生時の適切な対処・回復		
データ消失等に備えて、データのバックアップの実施及び復旧手順を確認している。 【バックアップ内容や復旧手順等について概要を記載（又は概要資料を添付）】		☐
4. 人的対策		
(1) 組織における対策		
① セキュリティ事故発生時に備えて、対外応答や社内連絡体制等を準備し、事故を認知した際の対処手順を確認している。 【事故発生時の報告体制及び対処手順等の概要を記載（又は概要資料を添付）】		☐

	②定期的に情報セキュリティに関する研修を行っている。 【研修計画について概要を記載（又は概要資料を添付）】	☐
	③不審なメールを受信した際には、情報セキュリティ担当者等に迅速に連絡・相談する体制としている。 【連絡・相談体制について概要を記載（又は概要資料を添付）】	☐
（２） 各個人における対策		
	文書・メールの送受信時に注意すべき事項について、パソコン・作業場所の近くに貼付する又は定期的に周知する等により注意喚起している。 【実際の注意喚起内容の概要を記載（又は通知、掲示資料等を添付）】	☐

※未実施の項目がある場合は、その代替手段及び今後の対応方針について報告すること

※本報告書は委託事業者の情報セキュリティ対策状況を確認するものであり、本報告書の対策項目について未実施のものがあることだけを以て契約違反となるものではない。

別記 3 関係

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名

情報セキュリティ対策履行状況報告書

情報セキュリティに関する特記事項第 17 条に基づき、情報セキュリティ体制報告書における情報セキュリティ対策について、履行状況を報告します。

☐ 情報セキュリティ対策の履行状況の概要を記載（又は概要資料を添付）

別記 3 関係

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名

情報セキュリティ対策実施報告書

に基づき、情報セキュリティ体制報告書における情報セキュリティ対策について、遺漏なく実施しましたので報告します。

☐ 情報セキュリティ対策の実施内容の概要を記載（又は概要資料を添付）